

(第3面)

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					処分予定 年月	量		濃度 区分
		定格 容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等		台数又は 容器の数	総重量 (1台あたり 重量×台数)	

(関係書類 (例))

1. 売買契約書の写し
2. 誓約書
3. 納税証明書の写し
4. 履歴全部証明書の写し
5. 保管する場所の位置が分かる見取り図
6. 保管する場所の状況の分かる写真
7. 譲渡し・譲受けするポリ塩化ビフェニル廃棄物の写真
8. その他、必要と認める書類

(第4面)

- 備考
1. 「保管事業場の名称」及び「保管事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の場所に係る事業場を記入すること。
  2. 「番号」の欄には、既に届け出たポリ塩化ビフェニル廃棄物に付されている番号を記入すること。
  3. 「廃棄物の種類」の欄には、「PCB特別措置法に基づく各届出書の記入要領」に沿って、その名称を具体的に記入すること。
  4. 「廃棄物の型式等」の欄には、変圧器(トランス)等の銘板に記載されている「定格容量」、「製造者名」、「型式」、「製造年月」及び「表示記号等」を記入すること。なお、「表示記号等」については、「PCB特別措置法に基づく各届出書の記入要領」に沿って、その名称を具体的に記入すること(例:不燃性油)。
  5. 「処分予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分を自ら処分し、又は他人に委託することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記載しなくて構わない。
  6. 「量」の欄のうち、「台数又は容器の数」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については台数(個数)を、その他のものについては保管している容器の数(缶数等)を、それぞれ単位とともに記入すること。ただし、電気機器であっても、小型のものを容器にまとめて保管している場合であって台数(個数)を把握することができないときは、保管している容器の数(缶数等)を単位とともに記入すること。
  7. 「量」の欄のうち、「総重量」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については、1台当たりの重量に台数(個数)を掛けた重量を記載すること。その他のものについては、容器込みでの重量を記載すること。
  8. 「濃度区分」の欄には、「高濃度」、「低濃度」又は「不明」のうち該当するものを記入すること。なお、「高濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の略称、「低濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物以外のポリ塩化ビフェニル廃棄物である。